

国自旅第545号の2
令和5年3月24日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

國 土 交 通 省
自動車局旅客課長
(公印省略)

令和5年度税制改正に伴うバリアフリー車両に係る特例措置の対応について

今般、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱がとりまとめられ、令和5年3月末までに税制改正関連法案が成立すれば、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたノンステップバス、空港アクセスバス及びリフト付きバス並びに当該目標が定められたタクシー車両に係るバリアフリー性能の優れた車両の認定制度における当該認定を受けたユニバーサルデザインタクシーに対する税制特例措置については延長されることとなります。

本特例措置の対象車両については、令和3年3月5日付け国自旅第450号の2により、取り扱ってきたところですが、下記のとおり新規登録時に確認することとしますので、ご承知おきいただくとともに、一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行に限る）、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が当該事業に導入する車両について本特例措置の対象車両である旨を自動車製造者又は自動車を改造する者等が証明する必要があるため、別添の証明書（様式）を適切に使用するよう、傘下会員への周知のほどお願ひいたします。

記

1. 本特例措置の対象車両

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）に規定する車両のうち以下のものであって、令和5年4月1日以降に新車の新規登録が行われるもの

- (1) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行に限る）がその事業の用に供する車両（道路運送法第21条の許可事業を除く。）
 - ①ノンステップバス
 - ②リフト付きバス

- (2) 道路運送法第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する車両
 - ①ノンステップバス
 - ②リフト付きバス
- (3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する車両
 - ①国の認定を受けたユニバーサルデザインタクシー

2. 本特例措置の適用期間(令和5年3月末までに税制改正関連法案が成立した場合)

- ・自動車税（環境性能割）：令和5年4月1日～令和7年3月31日
- ※初回（新車新規）のみ適用

3. 本特例措置を受けるために必要な書類

令和5年4月1日以降の新車の新規登録前に各運輸支局輸送部門に以下の(1)～(5)のいずれかの書類が提出される。また、乗合バス車両及び貸切バス車両のノンステップバス及びリフト付きバスについては、以下の(6)の車両適合性に関する書類も提出される。

- (1) 乗合バス車両のノンステップバス：別紙「証明書①」参照
- (2) 乗合バス車両のリフト付きバス：別紙「証明書②」参照
(このうち、空港アクセスバスについては「証明書②」に加えて、移動円滑化基準適用除外認定書の写し及び主な運行経路図)
- (3) 貸切バス車両のノンステップバス：別紙「証明書③」参照
- (4) 貸切バス車両のリフト付きバス：別紙「証明書④」参照
- (5) 認定ユニバーサルデザインタクシー：別紙「証明書⑤」参照
- (6) 当該車両の車内写真又は外観図及び床形状図等

4. 本特例措置の対象車両の確認方法等

上記3.に掲げる書類が提出された車両に対して、各運輸支局輸送部門は車両適合性の確認を行い対象車両であると判断した場合において、事業用自動車等連絡書にノンステップバス及びリフト付きバスについては、「事業等の種別」欄が「乗合（路線定期）」又は「貸切」の場合、「備考」欄に「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」(ただし、「乗合（路線定期）」のリフト付きバスのうち、空港アクセスバスについては「リフト付きバス（空港アクセスバス）」)と、認定ユニバーサルデザインタクシーについては、「事業等の種別」欄が「タクシー」又は「ハイヤー」の場合、「備考」欄に「ユニバーサルデザインタクシー」と記載する。

その後、各運輸支局等の登録窓口は同連絡書の「事業等の種別」及び「備考欄」の確認を行い対象車両であると確認できた場合において、自動車登録検査業務電子情報処理システムに所定のコードを入力し、当該車両の自動車検査証の備考欄に

「ノンステップバス」、「リフト付きバス」、「リフト付きバス（空港アクセスバス）」又は「認定ユニバーサルデザインタクシー」と記載される。当該記載のある車両が本特例措置の対象となります。